

なごやししょうがいしゃきほんけいかく だい じ あん
名古屋市障害者基本計画(第5次)(案)

だい き なごやししょうがいふくしけいかく あん
第7期名古屋市障害福祉計画(案)

だい き なごやししょうがいふくしけいかく あん
第3期名古屋市障害児福祉計画(案)

がいようばん
概要版

みなさまのご意見をお寄せください。

名古屋市では、「名古屋市障害者基本計画(第4次)」及び「第6期名古屋市障害福祉計画・第2期名古屋市障害児福祉計画」に基づき、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会の実現を目指してまいりました。

これらの計画期間の終了時期(令和5(2023)年度末まで)が重なったことを契機に、より実効性の高い計画とするため3つの次期計画を一体的に策定します。

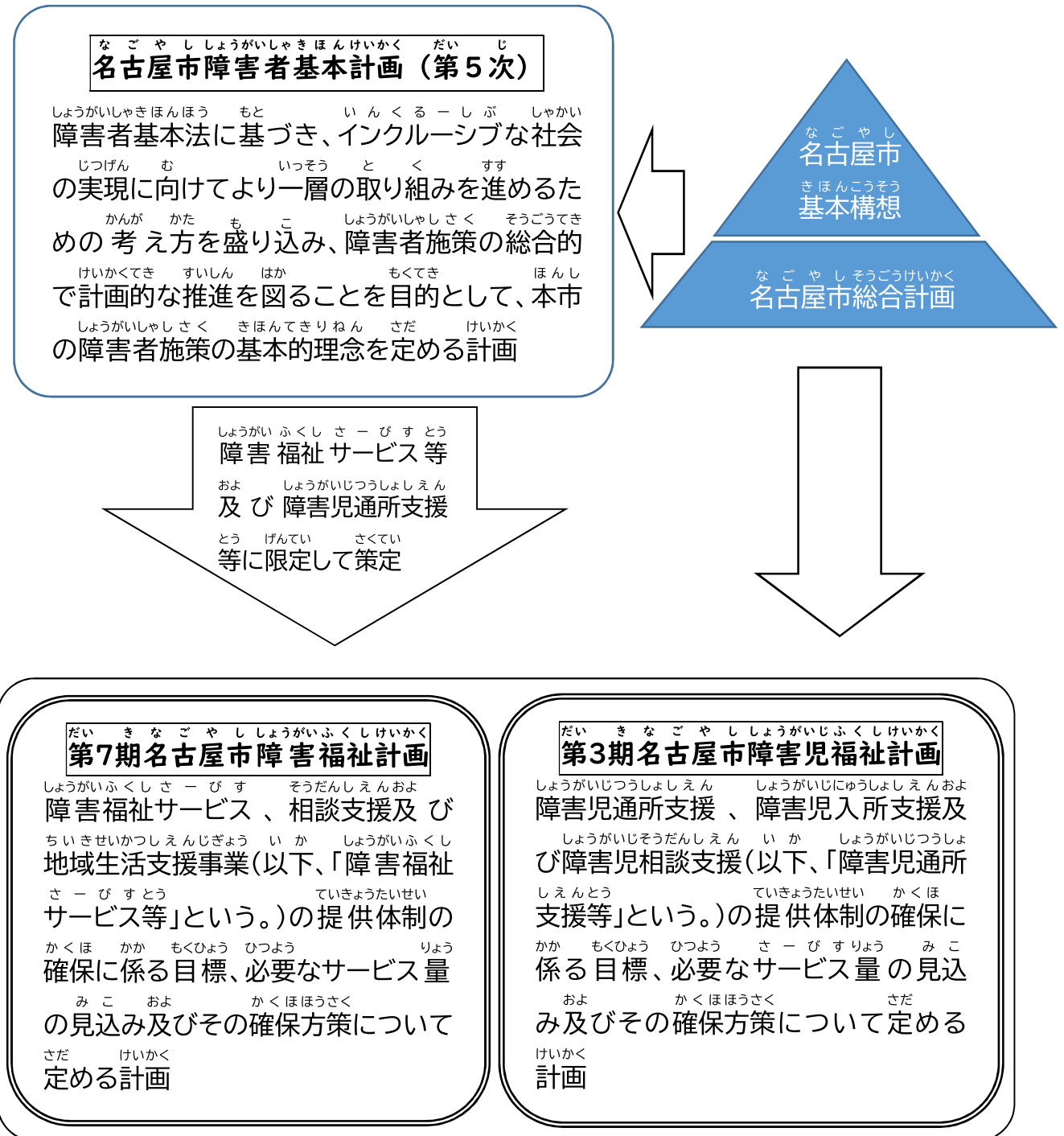
つきましては、計画(案)を取りまとめましたので、ご意見がございましたら、裏表紙の「ご意見記入用紙」にご記入のうえ、お送りいただきますようお願いいたします。

れいわ 5 ねん 1 2 がつ
令和 5 年 1 2 月
なご ぎや しゃ
名古屋 市

※各ページにある四角のコードは音声コード「Uni-Voice」といい、スマートフォン・タブレット端末(アプリ)などで読み取ると、音声でこの冊子の内容を確認することができます。

1 総論

（1）計画の位置付け



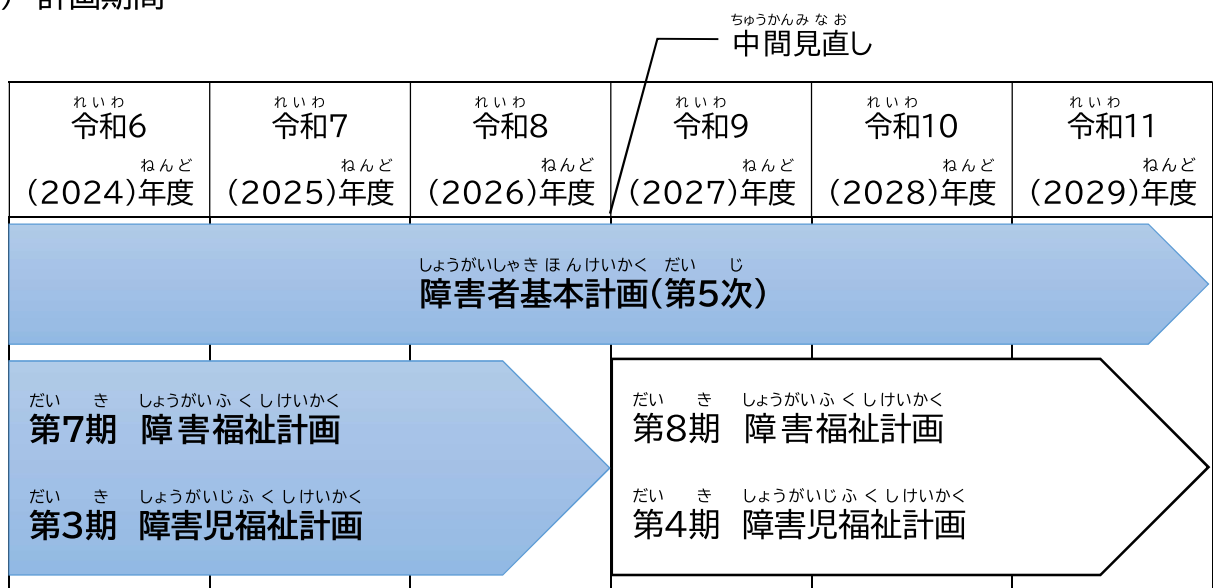
(2) 計画の対象者

障害者基本法に定める全ての障害者

【障害者基本法第2条第1項】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(3) 計画期間



(4) 計画の推進と進行管理

ア 計画の推進体制

名古屋市の障害者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、行政内部における各局相互間の緊密な連携・協力を図ります。

また、障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、市民や障害者関係団体、企業などとの幅広い協働に努めます。

イ 進捗状況の管理及び評価

障害当事者、その家族や支援者をはじめとする関係者の意見を参考にし、障害者施策推進協議会において、この計画の進捗状況の管理及び評価を実施することとします。

ウ 計画の弾力的運用

社会情勢の変化や国の障害者施策の動向などにより、この計画の変更の必要性が生じた場合は計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

けいかくさくてい はいけい
(5) 計画策定の背景

な ご や し しょうがいしゃきほんけいかく だい じ さくてい
名古屋市障害者基本計画（第4次）の策定

いんくるーしぶ しゃかい じつげん
インクルーシブな社会の実現をめざす。

へいせい ねん がつ ほんし しょうがいしゃきほんけいかく だい じ さくてい しょうがい ひと
平成31(2019)年3月に本市の障害者基本計画(第4次)を策定し、「障害のある人も
ひと たが じんかく こせい そんちよう あ とも い ちいきしゃかい もくひよう
ない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」を目標としま
した。

くに ほんし と と
国や本市の取り組み

くに
国

- どくしょ ばりあふりーほう しこう
・読書バリアフリー法の施行
- いりようてきけ あじしえんほう しこう
・医療的ケア児支援法の施行
- しょうがいしゃじょうほうあくせしびりてい こみゆにけーしょんしさをすすめるしこう
・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
- しょうがいしゃそうごうしえんほう しょうがいしゃさべつかいしょうほうとう かいせい
・障害者総合支援法や障害者差別解消法等の改正

とう
等

な ご や し
名古屋市

- しょうがいふくし さーびす ほんしどくじ さまざま しさをすすめる てんかい しえん ひつよう かた ひつよう
・障害福祉サービスや本市独自の様々な施策を展開し、支援が必要な方に必要な
さーびす ていきよう
サービスを提供
- くやくしょ ししよ しょうがいふくしまどぐちいちげんか じっし
・区役所・支所における障害福祉窓口一元化を実施
- しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと ほんしどくじ しょうがいしゃさべつ かん そうだんたいせい たいおう
・障害者差別解消法に基づく本市独自の障害者差別に関する相談体制による対応

とう
等

しょうがいふくし さく かいだい
障害福祉施策における課題

- でじたるとらんすふおーめーしょん すす なか でじたるききとう ふな かた たい
・デジタルトランスフォーメーションが進む中、デジタル機器等に不慣れな方に対する
しえん はいりよ
支援・配慮
- こ こ にーず おう りようしつ ていきよう かんてん じぎょうしゃ ていきよう
・個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する
しょうがいふくし さーびすとう しつ かくほ こうじよう
障害福祉サービス等の質の確保・向上
- ひようめんか やんぐけあらー たい しえん
・表面化しにくいヤングケアラーに対する支援
- ししよくいん しょうがいしゃさべつ かいしょう む と く すいしん
・市職員をはじめ、障害者差別の解消に向けた取り組みの推進

とう
等

(6) 計画の全体像

障害者基本計画（第5次）（7 頁～）

目標とする地域社会

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら
共に生きる地域社会

施策展開の3つの視点

- 地域での主体的な行動を促すための環境整備
- インクルーシブな社会の推進
- 生涯を通じて切れ目のない支援の提供

重点的に取り組むべき7つの施策

- 1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進
- 2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を図るほか、インクルーシブ教育システムの構築
- 4 生涯を通じて安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援
- 5 雇用・就業に関する支援を拡充
- 6 障害者を支援する人材の育成や確保
- 7 地域における防災・防犯等の対策を推進

8つの分野別施策

- 1 安全・安心な生活環境の整備
- 2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
- 3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進
- 4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 5 保健・医療の推進
- 6 雇用・就業の支援
- 7 教育・発達支援の充実
- 8 防災・防犯などの推進

きほんりねん 基本理念

- しょうがいしゃとう じ こ けつてい そんちよう い し けつてい しえん
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- りようしつ てきせつ さ ー び す ていきよう しょうがいしゅべつ こ さ ー び す じゅうじつ
2 良 質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実
- にゅうしょとう ちいきせいかつ いこう ちいきせいかつ けいぞく しえん しゅうろうしえんとう かだい
3 入 所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就 労支援等の課題に
たいおう さ ー び す ていきようたいせい せいび
対応したサービス提供体制の整備
- ち い ききょうせいしゃかい じつげん む とりくみ
4 地域 共生社会の実現に向けた取組
- しょうがいふくしじんざい かく ほ ていちゃく
6 障害福祉人材の確保・定 着
- しょうがいしゃ しゃかいさん か ささ とりくみ
7 障害者の社会参加を支える取組
- しょうがいじ すこ いくせい はつたつしえん
5 障害児の健やかな育成のための発達支援

しょうがいふくし さ ー び す とう ていきようたいせい かん きほんてき かんが かと 障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な 考 え方

- ひつよう ほうもんけい さ ー び す にっちゅうかつどうけい さ ー び す ほしょう
1 必要な訪問系サービスや日 中活動系サービスを保障
- ぐ る ー ぶ ほ ー む とう じゅうじつおよ ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび き の う じゅうじつ
2 グループホーム等の 充 実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の 充 実
- ふくし せつ いっぱんきぎょうとう しゅうろういこうとう すいしん
3 福祉施設から一般企業等への就 労 移行等の推進
- きょうどうこうしょうがい こうじのうき の うしょうがい ゆう しょうがいしゃとう たい しえんたいせい じゅうじつ
4 強度行動障 害や高次脳機能障 害を有する 障害者等に対する支援体制の 充 実
- いぞんしょうたいさく すいしん
5 依存症対策の推進
- はつたつしょうがいじしゃ たい しえん
8 発達障害児者に対する支援
- そうだんし えん ていきようたいせい じゅうじつ きょうか
6 相談支援の提 供体制の 充 実・強化
- きょうぎかい かつせいか
9 協 議会の活性化
- じゅうどか こうれいか たいおう
7 重度化・高齡化への対応
- ちいきせいかつしえん じゅうじつ
10 地域生活支援の 充 実

せい かもくひょう 成果目 標

- し せつにゅうしょしゃ ちいきせいかつ いこう
1 施設入 所者の地域生活への移行
- せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ け あし す て む こうちく
2 精神障 害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ちいきせいかつしえん じゅうじつ
3 地域生活支援の 充 実
- ふくし せつ いっぱんしゅうろう いこう
4 福祉施設から一般就 労 への移行
- しょうがいじしえん ていきようたいせい せいびどう
5 障害児支援の提 供体制の整備等
- そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかとう
6 相談支援体制の 充 実・強化等
- しょうがいふくし さ ー び す とう しつ こうじよう はか とりくみ かが たいせい こうちく
7 障害福祉サービス等の質の向 上を図るための取組に係る体制の構築
- しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ さら しえん
8 障害者の日 常生活・社会生活への更なる支援

かつどうしひょうとう 活動指標等

せい かもくひょう たっせい む かく さ ー び す ひつよう りよう み こ かつどうしひょうおよ
成果目 標の達成に向けて、各サービスの必要な 量の見込みである活動指標及びその
かく ほ ほうさく さだ しょうがいふくし さ ー び す とうおよ しょうがいじつうしえんとう ていきようたいせい
確保のための方策を定め、障 害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提 供体制の
けいかくてき せいび はか
計画的な整備を図る。

2 障害者基本計画(第5次)

(1) 目標とする地域社会

「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を

尊重し合いながら共に生きる地域社会」

- すべての障害者が社会の一員としてあらゆる活動に参加できる地域社会
- すべての障害者が希望する生活を選択できる地域社会
- すべての障害者がそれぞれの障害特性及び程度に応じた意思疎通手段を選択でき、情報の取得や利用手段を選択できる地域社会
- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされ、障害を理由とする差別のない地域社会

(2) 施策展開の視点

① 地域での主体的な行動を促すための環境整備

- 社会的障壁の除去を進め、バリアフリー化の推進やアクセシビリティの向上を図ります。
- 差別の禁止や虐待の防止をはじめとした権利擁護を推進します。
- 障害や障害者に関する正しい理解の促進を図り、障害者が地域社会の一員として共に暮らしていくための環境整備に努めます。

② インクルーシブな社会の推進

- 障害の有無により分け隔てない取り組みを推進します。
- 事業の企画などに当たっては、障害者や家族を始めとした関係者の意見を反映するよう努めます。

③ 生涯を通じて切れ目のない支援の提供

- 生涯を通じて切れ目のない支援が受けられるよう、障害の状態などを踏まえ、当事者主体の総合的かつ横断的な支援を提供します。
- 障害者を支援する人材の確保と質の向上を進めます。

(3) 重点的に取り組むべき施策

第Ⅰ 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、権利擁護の推進を図ります。

- 「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。
- 障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。
- 障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。
また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関との連携を図り、養護者に対する支援を進めるほか、障害福祉サービス事業所等に就労する職員を対象とした研修の充実及び事業者に対して適切な運営に係る指導に努めます。

だい しゃかい ばめん あくせしびりてい こうじょうおよ いしそつう
第2 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上及び意思疎通
 しえん じゅうじつ はか
支援の充実を図ります。

- ふくし と し かんきょうせいびししん もと けんちくぶつ こうつう ばりあふりー じんてき
 福祉都市環境整備指針に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的
 しえんたいせい せいび そふとめん ばりあふりー すいしん ごうりてきはりよ てきかく じっし
 支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施の
 ひつよう かんきょう せいび つと
 ための必要な環境の整備に努めます。
- しょうがいしゃ みづか いし みづか はっしん ひつよう じょうほう みづか のぞ しゅだん えんかつ
 障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に
 しゅとく いしそつうしえん しえん じょうほうあくせしびりてい こうじょう はか
 取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図
 ります。

だい こ そうきはったつしえんたいせい かくじゅう しょうがいじしえん きょうか
第3 子どもの早期発達支援体制を拡充するなど障害児支援の強化を
 はか いんくるーしぶきょういくしすてお こうちく すいしん
図るほか、インクルーシブ教育システムの構築を推進します。

- こ しゃかいせい ゆた にんげんせい いくせい か のう かぎ しょうがい こ
 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成するため、可能な限り障害のある子ど
 こ こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう すす いんくるーしぶきょういく
 もとない子どもとの交流及び共同学習を進めるとともに、インクルーシブ教育
 しすてむ こうちく すいしん
 システムの構築を推進します。
- しょうがいじ はったつ おく こ かぞく みじか ちいき そうき はったつしえん
 障害児や発達に遅れなどのある子どもと家族が、身近な地域で早期に発達支援を
 う ちいきりょういくせんたー ぞうせつ
 受けることができるよう、地域療育センターを増設します。
- ちいきりょういくせんたー ちいきしえん ちようせいぶもん せつち そうき こ はったつ
 地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、早期子ども発達
 しえん こ こそだ しえん いったいてき じっし いんくるーじょん すいしん はか
 支援と子ども・子育て支援を一体的に実施し、インクルージョンの推進を図ります。
- にちじょうせいかつ いとな いりょう よう じょうたい しょうがいじ い か いりょうてきけ あ じ
 日常生活を営むため医療を要する状態にある障害児(以下、「医療的ケア児」と
 とう あんしん にちじょうせいかつ おく いりょう ほけん ふくし きょういく
 いう。)等が安心して日常生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉・教育・
 ほいくとう かん ぎょうむ おこな かくかんけいきかん れんけい そくしん しえんたいせい じゅうじつ
 保育等に関する業務を行う各関係機関の連携を促進するほか、支援体制の充実
 つと
 に努めます。

だい しょうがい つう あんてい ち い きせいかつ おく どうじしゃしゅたい そうごうてき
第4 生涯を通じて安定した地域生活を送れる、当事者主体の総合的
 しえん すす
な支援を進めます。

- みづか い し けってい こんなん かか しょうがい みづか い し はんえい
 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された
 せいかつ おく しえん つと
 生活を送ることができるよう支援に努めます。
- しょうがい じゅうどか しょうがいしゃ こうれいか い か しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか
 障害の重度化・障害者の高齢化(以下、「障害者の重度化・高齢化」という。)や
 かぞく ようごしゃ こうれいか ともな ひつよう しえん じっし こうれいしょうがいしゃ
 家族など養護者の高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に
 たい しょうがいふくし さーびす しょうがいしゃふくし さくおよ かいごほけんせいど
 対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの
 こうれいしゃし さく れんけい しょうがいとくせい じったい おう しえん じっし つと
 高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めま
 す。
- すべ しょうがいしゃ たいしょう みちか そうだんまどぐち しょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー
 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センター
 たいせいしょうかおよ かんけいきかん れんけい いっそうはか てきせつ しえん つな
 の体制強化及び関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるよ
 うに努めます。
- じりつ せいかつ じつげん む いりよう しんり しゃかい きょういく しょくぎょう そうごうてき
 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的な
 りはびりてーしょん ていきよう つと
 リハビリテーションの提供に努めます。
- しょうがいしゃ たい こべつ しえん じゅうじつ ほんにん いこう そんちよう うえ にゅうしょしせつ
 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上で、入所施設
 ちい きせいかつ いこう そくしん せいしんかびよういん たいいん そくしん
 から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、
 ちい き いちいん あんしん じぶん く ほけん いりよう ふくしとう
 地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉等が
 れんけい せいしんしょうがい たいおう ちい きほうかつ けあしすてむ こうちく
 連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- しょうがいしゃ す な ちい き あんしん みづか のぞ せいかつ いと じゅうたく かんきよう
 障害者が住み慣れた地域で安心して自らが望む生活を営めるよう住宅の環境
 せいび かん そうだん しえん すいしん ぐるーぷほーむ かくじゅう せいかつ
 整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の
 ば かくほ しつ かくほ こうじよう はか
 場の確保や質の確保・向上を図ります。
- しょうがいしゃ あんしん きがる すぽーつ たの かんきよう おこな
 障害者が安心して気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを行うため、
 あら しょうがいしゃすぽーつせんたー せいび おこ しょうがいしゃすぽーつ しんこう つと
 新たな障害者スポーツセンターの整備を行うなど障害者スポーツの振興に努め
 ぶん かげいじゅつかつどう ふく しょうがいがくしゅう しんこう つと
 るとともに、文化芸術活動なども含めて生涯学習の振興に努めます。

だい こよう しゅうぎょう かん しえん かくじゅう
第5 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- ほんし しょうがいしゃこよう ぜんし しょうがいしゃ りかい すす じゅうどしょうがいしゃ ふく
本市の障害者雇用について、全市で障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む
けいかくてき こようきかい かくだい つと
計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう ふ しょうがいしゃ こよう しゅうろうきかい かくじゅう ちんぎん
「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・
こうちんすいじゆん ひ あ しえん すいしん
工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。
- し ない しよ せっち しょうがいしゃしゅうろう そうだんしえんきかん ちゅうしん しゅうろう
市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそ
れに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら
しゅうぎょう かくほ しゅうろうていちゃくしえん すいしん しゅうろう あんてい はか
就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

だい しょうがいしゃ しえん じんざい いくせい かくほ はか
第6 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- しょうがいふくし さーびす ほけん いりよう きょういく い し そつうしえん さまざま ぶんや しょうがいしゃ
障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野で障害者
しえん ひつよう じんざい いくせい かくほ つと
支援に必要な人材の育成・確保に努めます。
- しょうがいしゃ しえん じんざい ししつこうじょう はか はたら が い しょくば
障害者を支援する人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場
かんきょう じんざいていちゃく しさく すいしん
環境と人材定着のための施策を推進します。

だい ち い き ぼうさい ぼうはんと う たいさく すいしん
第7 地域における防災・防犯等の対策を推進します。

- ひなんこうどう しえん ひつよう かた こべつひなんけいかくさくせい ちいき たす あ と
避難行動に支援が必要な方の個別避難計画作成や地域における助け合いの取り
く すす ようはいりよしゃじしん ぼうさいけいはつ はか
組みを進めるとともに、要配慮者自身への防災啓発を図ります。
- しょうがっこう していひなんじょ ようはいりよしゃ くうかん ふくしひなん
小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難
すぺーす かくほ すす いっぱん していひなんじょ ふくしひなんすぺーす
スペースの確保を進めるとともに、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの
せいかつ こんなん ようはいりよしゃ たいしやう ふくしひなんじょ しょうすう ぞうか はか
生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所についてか所数の増加を図りま
す。
- はんざいおよ しょうひしゃとらぶる ひが い かさい ししょうしゃ はっせい ぼうし
犯罪及び消費者トラブルによる被害や火災による死傷者の発生などを防止する
ぼうはん ぼうか かん じやうほう しゅうち けいはつかつどう つと
ため、防犯や防火などに関する情報の周知・啓発活動に努めます。

ぶん やべつし さく きほんてきほうこう
(4) 分野別施策の基本的方向

だい あんぜん あんしん せいかつかんきょう せいび
第1 安全・安心な生活環境の整備

- ふくしかんきょうせいび そくしん
(1) 福祉環境整備の促進
- じゅうたく じゅうかんきょう せいび すいしん
(2) 住宅・住環境の整備の推進
- せんきょ はいりょ
(3) 選挙における配慮

だい じょうほう あくせしびりてい こうじょう いし そつうしえん じゅうじつ
第2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

- じょうほう ばりあふりーか すいしん
(1) 情報のバリアフリー化の推進
- じょうほう いし そつう しえん じゅうじつ
(2) 情報・意思疎通の支援の充実

だい さべつ かいしょう ぎゃくたいぼうし およびけんりようご すいしん
第3 差別の解消、虐待防止及び権利擁護の推進

- しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし
(2) 障害者虐待の防止
- けんりようご すいしん
(3) 権利擁護の推進
- こうほう けいはつかつどう すいしん
(4) 広報・啓発活動の推進

だい じりつ せいかつ しえん い し けっていしえん すいしん
第4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) そうだんし えんたいせい じゅうじつ
相談支援体制の充実
- (2) ちいきせいかつ しえん さーびす りょうてき しつてきじゅうじつ
地域生活を支援するサービスの量的・質的充実
- (3) ちいきせいかつ いこうしえん
地域生活への移行支援
- (4) じゅうどしょうがいしゃ たいおう
重度障害者への対応
- (5) さーびす しつ こうじょう たよう さーびす ていきょうたいせい じゅうじつ
サービスの質の向上と多様なサービス提供体制の充実
- (6) しょうがいしゃ じゅうどか こうれいか たい しさく じっし
障害者の重度化・高齢化などに対する施策の実施
- (7) す ぽーつ ぶん かげいじゅつかつどう ふく しょうがいがくしゅう じゅうじつ
スポーツ、文化芸術活動を含む生涯学習の充実
- (8) い し けっていしえん ふきゅうけいはつ
意思決定支援の普及啓発

だい ほけん いりょう すいしん
第5 保健・医療の推進

- (1) しょうがい げんいん しつぺいどう よほうおよ そうきはつけん
障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見
- (2) せいしんほけん いりょうしさく すいしん
精神保健・医療施策の推進
- (3) そうごうてき いりょうしさく り は び り てー し ょ ん じゅうじつ
総合的な医療施策・リハビリテーションの充実
- (4) しょうがいしゃ けんこう すいしん
障害者の健康づくりの推進
- (5) なんびょうたいさく すいしん
難病対策の推進
- (6) ほけん いりょう ふくし れんけいきょうか
保健・医療・福祉の連携強化

だい こよう しゅうぎょう しえん
第6 雇用・就業の支援

しゅうろう すいしん
(1) 就労の推進

だい きょういく はったつしえん じゅうじつ
第7 教育・発達支援の充実

そうだん しえんたいせい かくじゅう
(1) 相談・支援体制の拡充

はったつしえんたいせい じゅうじつ
(2) 発達支援体制の充実

がっこうきょういく じゅうじつ
(3) 学校教育の充実

ようじき がくれいき とも そだ ば きかい かくじゅう
(4) 幼児期・学齢期における共に育つ場・機会の拡充

だい ぼうさい ぼうはん すいしん
第8 防災・防犯などの推進

ぼうさいたいさく すいしん
(1) 防災対策の推進

ぼうはんたいさく すいしん
(2) 防犯対策の推進

しょうひしゃとらぶる ぼうし
(3) 消費者トラブルの防止

3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(1) 基本理念等

基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 良質かつ適切なサービスの提供と障害種別を超えたサービスの充実
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

障害福祉サービス等の提供体制に関する基本的な考え方

- 1 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障
- 2 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 3 福祉施設から一般企業等への就労移行等の推進
- 4 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 5 依存症対策の推進
- 6 相談支援の提供体制の充実・強化
- 7 重度化・高齢化への対応
- 8 発達障害児者に対する支援
- 9 協議会の活性化
- 10 地域生活支援の充実

せい かもくひょう
(2) 成果目標

くに きほんしん みなお もと と く ほうさく けいしやう はってん
国の基本指針の見直しに基づき、これまで取り組んできた方策を継承し発展させる。

し せつにゆうしよしゃ ちい きせいかつ い こう
①施設入所者の地域生活への移行

- れい わ ね ん ど れい わ ね ん ど まつ ちい きせいかついこうしゃすう
○ 令和5(2023)年度から令和8(2026)年度末までの地域生活移行者数
53人
にん
- れい わ ね ん ど まつじ て ん し せつにゆうしよしゃすう にん にん い こう
(令和4(2022)年度末時点の施設入所者数(1,013人)のうち 53人が移行)
- れい わ ね ん ど まつじ て ん し せつにゆうしよしゃすう にん
○ 令和8(2026)年度末時点の施設入所者数 962人
にん
- れい わ ね ん ど まつじ て ん し せつにゆうしよしゃすう にん ぱーせん と にん げん
(令和4(2022)年度末時点の施設入所者数(1,013人)から 5 % (51人)減)

おも たいおう
【主な対応】

- ちい きせいかついこうしえんぱんふれっと どう かつよう ちい きせいかつ ぐたいてき い め
『地域生活移行支援パンフレット』等を活用し、地域生活を具体的にイメー
じ ほんにんおよ かぞく たい はたら し せつにゆうしよ たよう
ジでできるような本人及び家族に対する 働きかけや施設入所を多様な
せいかつぞう ひと とら しん きにゆうしよしゃ はたら じっし
生活像の一つと捉えられるような新規入所者への 働きかけの実施
- しょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたー し せつにゆうしよしゃ ちい きせいかつ い こう む
障害者基幹相談支援センターによる施設入所者の地域生活への移行に向
ふきゆうけいはつ いっぱんそうだんしえんじぎょうしよ たい じよげんどう じっし
けた普及啓発や一般相談支援事業所に対する助言等の実施
- ちい きせいかつ たいけん くれん おこな じぎょう けいぞくじっし
地域生活の体験や訓練を 行う事業の継続実施
- ぐ る ー ぷ ほ ー む ちい きせいかつしえんきよてんどう じゅうじつ
グループホームや地域生活支援拠点等の充実

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 令和8(2026)年度末の精神病 床における 1年以上長期入院患者数
- 2,269人
- (65歳以上1,273人、65歳未満996人)
- 令和8(2026)年度における入院後3 か月経過時点の退院率
- 68.9 % 以上
- 令和8(2026)年度における入院後6 か月経過時点の退院率
- 84.5 % 以上
- 令和8(2026)年度における入院後1年経過時点の退院率
- 91.0 % 以上

おも たいおう
【主な対応】

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた関係者間の連携の強化
- 精神疾患等に関する知識や正しい理解の普及啓発による早期受診の促進
- 未治療の精神障害の疑いのある方や治療を中断した精神障害のある方に対するアウトリーチ支援の拡充
- 適時適切な医療を受けることができるよう精神科救急医療体制を拡充
- 障害者基幹相談支援センターによる地域生活への移行に向けた普及啓発や一般相談支援事業所に対する助言のほか、相談支援事業補助制度を活用した一般相談支援事業所の充実
- 地域生活の体験や暮らしの場の確保

ち い き せ い か つ し え ん じ ゅ う じ つ
③地域生活支援の充実

- 令和8(2026)年度末までに全市域において地域生活支援拠点事業を
実施
- 地域生活支援拠点事業の充実のため、運用状況の評価の実施
ねん か い い じ ゅ う
年1回以上
- 「強度行動障害者受入補助金」、「強度行動障害者受入環境整備補助金」
および「強度行動障害者支援事業」を継続実施
- 支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制を拡充

おも た い お う
【主な対応】

- ・国庫補助を活用した地域生活支援拠点事業所の新規整備の推進と、
地域の障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点事業所に準ず
る事業所として位置づけることにより体制を充実
- ・コーディネーターを配置し、関係機関の連携を推進
- ・地域生活支援拠点事業の運営状況の評価により機能を充実
- ・強度行動障害を有する者への支援事業を継続実施、支援ニーズの
把握・分析を行い、支援体制を拡充

ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうどう
④福祉施設から一般就労への移行等

- 令和8(2026)年度における一般企業等への就労移行者数 年間695人

うちわけ しゅうろういこうしえんじぎょう にんいじょう
内訳 就労移行支援事業:495人以上
さんこう しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょう にんいじょう
(参考)就労継続支援A型事業 : 92人以上
しゅうろうけいぞくしえんぴーがたじぎょう にんいじょう
就労継続支援B型事業 : 52人以上

- 就労移行支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労移行支援事業利用
しゅうりょうしや し いっぱんしゅうろう いこう もの わりあい わりいじょう じぎょうしよ ぜんたい
終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体
わりいじょう
の5割以上

- 就労定着支援事業所のうち、令和8(2026)年度の就労定着率が7割
しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ れいわ ねんど しゅうろうていちゃくりつ わり
いじょう じぎょうしよ ぜんたい わり ぶいじょう
以上の事業所を全体の2割5分以上

おも たいおう
【主な対応】

- しょうがいしやしゅうろうどう そうだんしえんきかん いっぱんしゅうろう む そうだんしえん ていちゃく
・障害者就労等の相談支援機関における一般就労に向けた相談支援や定着
しえん じっし
支援の実施
- しょうがいしやこよう すいしん きぎょう しえん しょうがいしやこよう けいはつ きぎょう
・障害者雇用を推進している企業への支援、障害者雇用の啓発、企業におけ
しょくばけんがく じっしゅう じっし
る職場見学・実習の実施
- しょうがいしやとう しゅうろうしえん かん かんけいきかん ねっとわーく きょうか しゅうろういこう
・障害者等の就労支援に関する関係機関のネットワークの強化、就労移行
しえんじぎょうしやとう じぎょうしよかん ねっとわーく きょうか じぎょうしよぜんたい しつ こうじょう
支援事業所等の事業所間のネットワークの強化や事業所全体の質の向上
- しゅうろうせんたくしえんじぎょう いっぱんしゅうろうちゅう しゅうろうけいしょうがいふくし さーびす
・就労選択支援事業や一般就労中における就労系障害福祉サービスの
いちじてき りょう とりくみ けんどう
一時的な利用への取組についての検討

しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびとう
⑤障害児支援の提供体制の整備等

しょうがいじ たい じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちく
1 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- れいわ ねんどじてん しょ じどうはったつしえん せん たー けいぞく
令和8(2026)年度時点で10か所の児童発達支援センターを継続して
せっち
設置
- じどうはったつしえん せん たー ちいき いんくろーじょん すいしん ちゅうかく きのう
児童発達支援センターが地域のインクルージョン推進の中核としての機能
にな しょうがいじ ちいきしゃかい さんか ほうよう いんくろーじょん すいしん
を担い、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進

おも たいおう
【主な対応】

- ちいきりょういく せん たー ちいきしえん ちようせいぶもん せっち こ はったつしえん
・地域療育センターに地域支援・調整部門を設置のほか、子ども発達支援に
たずさ しょくいん けんしゅう じっし
携わる職員への研修を実施
- じどうはったつしえん せん たー あんていてきうんえい ひつよう ほじょたいせい い じ
・児童発達支援センターの安定的運営に必要な補助体制を維持
- じどうはったつしえん せん たー あんぜん しせつうんえい み こ はんい ていいんへんこう
・児童発達支援センターは安全な施設運営が見込まれる範囲で定員変更

じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりようてき け あ じ しえん
2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援

- おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ う い じどうはったつしえん じぎょうしょおよ ほうかご
主に重症心身障害児を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後
とうで いさーび すじぎょうしょ かくく しょういじょうせっち
等デイサービス事業所を各区1か所以上設置
- いりようてき け あ じ てきせつ しえん う かくかんけいきかん れんけい はか
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各関係機関の連携を図ると
いりようてき け あ じ とうこーでいねーたー ようせい
ともに医療的ケア児等コーディネーターを養成

しょうがいじしえん ていきょうたいせい せいびどう つづ
⑤障害児支援の提供体制の整備等（続き）

おも たいおう
【主な対応】

- ・ じ どうはったつしえんじぎょうしよおよ ほ う か ごとう で い さ ー び す じぎょうしよ たい じゅうしょうしんしん
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に対する重症心身
しょうがいじうけいれ の う は う いりょうてきけ あ ち し き など ま な けんしゅうとう じっし
障害児受入のノウハウや医療的ケアについての知識等を学ぶ研修等を実施
- ・ な ご や し いりょうてきけ あ じしえん ね っ と わ ー く か い ぎ て いきてき か いさい じょうほう
「名古屋市医療的ケア児支援ネットワーク会議」の定期的な開催による情報
きょうゆう れんけい すいしん
共有や連携の推進
- ・ いりょうてきけ あ じとうこー で い ね ー た ー ようせいけんしゅう て いきてき けいぞくてき じっし
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を定期的、継続的に実施するほ
いりょうてきけ あ じとうこー で い ね ー た ー ようせいけんしゅう しゅうりょう もの たいしょう
か、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を対象とした
げんにんけんしゅう じっし
現任研修を実施

しょうがいじにゆうしよし せ つ にゆうしよ じ どう いこうちようせい きょうぎ ば せっち
3 障害児入所施設に入所する児童の移行調整の協議の場の設置

- れい わ ね ん どまつ しょうがいじにゆうしよし せ つ にゆうしよ じ どう
令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が、18
さいいこう おとな かんきょう えんかつ いこう いこうちようせい かか
歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係
きょうぎ ば せっち
る協議の場を設置

おも たいおう
【主な対応】

- ・ いこうちようせい かか きょうぎ ば せっち すす かくかんけいき かん れんけいおよ ちようせい
移行調整に係る協議の場の設置を進めるため、各関係機関と連携及び調整

そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかどう
⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- れいわ ねんどまつ そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうかどう む
○ 令和8(2026)年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた
とりくみ じっしたいせい かくほ
取組の実施体制を確保

おも たいおう
【主な対応】

- ぜんく しょうがいしゃき かんそうだんし えん せん た ー しゅにんそうだんし えんせんもんいん はいち
・全区の障害者基幹相談支援センターへ主任相談支援専門員を配置
- ちいきりょういく せん た ー ちいきしえん ちょうせいぶもん せっち ふくすう そうだんし えん
・地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、複数の相談支援
せんもんいん はいち
専門員を配置
- し じりつし えんれんらくかい そうだんし えんせんもんいん ししつこうじょう とりくみ
・市自立支援連絡会において、相談支援専門員の資質向上の取組を
そくしん
促進
- こうれいしゃ せいかつこんきゅう せんもんでき かんけいき かん きんみつ れんけい
・高齢者や生活困窮など専門的な関係機関との緊密な連携
- かくく じりつし えんれんらくきょうぎかい さ ー び す き ばん かいはつ かいぜん む
・各区の自立支援連絡協議会において、サービス基盤の開発や改善に向
とりくみ そくしん ぶ ろ っ くれんらくかいなら し じりつし えんれんらくかい
けた取組の促進や、ブロック連絡会並びに市自立支援連絡会において
ひつよう きょうぎ じっし
必要な協議を実施

しょうがいふくし さ ー び す とう しつ こうじょう はか とりくみ かか たいせい こうちく
⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- れいわ ねんどまつ しょうがいふくし さ ー び す とう しつ こうじょう はか
○ 令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るため
とりくみ かか たいせい こうちく
の取組に係る体制を構築

おも たいおう
【主な対応】

- じぎょうしょうとくしょくいんむ けんしゅう じっし し かくしゅとくし えん けんとう じっし かくしゅ
・事業所等職員向け研修の実施や資格取得支援、県等が実施する各種
けんしゅう じゅこうそくしん
研修の受講促進
- じぎょうしょ うんえい かか てきせつ し どう じっし じ っち し どう げんち
・事業所の運営に係る適切な指導の実施のほか、実地指導において現地
かんりしゃとう たい うんえい かん こま ひ ありんぐ じっし
で管理者等に対して運営に関するきめ細やかなヒアリングを実施

しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ さら しえん
⑧障害者の日常生活・社会生活への更なる支援

- ねんれい せいべつ しょうがい じょうたい せいかつ じつたいう おう き め しえん
 年齢、性別、障害の状態、生活の実態等に応じた切れ目のない支援の
 じゅうじつ つと
 充実に努める
- しょうがい かた しょうがい かた ひと みづか い し もと じりつ
 障害のある方が、障害のない方と等しく、自らの意思に基づき自立した
 せいかつ いとな ち い き きょうせい ひつよう さーび すていきょうきばん
 生活を営み、地域で共生していけるよう、必要なサービス提供基盤を
 じゅうじつ しょうがい かた とくせい おう わ じょうほう
 充実するとともに、障害のある方の特性に応じた分かりやすい情報
 ていきょう い し そつう しゅだん かくほう ごうりてき はいりよ はか
 提供や、意思疎通のための手段の確保等の合理的な配慮が図られるよう
 つと
 努める

おも たいおう
【主な対応】

き め しえん じゅうじつ
切れ目のない支援の充実

- しょうがい こうれい せいど たてわ こ そうだんしえんきかん かんけいきかん
 ・障害や高齢といった制度の縦割りを超えた、相談支援機関や関係機関
 そうご きんみつ れんけい
 の相互における緊密な連携
- じゅうそうてきしえんたいせいせい い びじぎょう れんけい
 ・重層的支援体制整備事業との連携
- こうりつだいがくほうじん な ご や しりつだいがく れんけい はったつしょうがいじしゃ しえん
 ・公立大学法人名古屋市立大学と連携し、発達障害児者への支援を
 じゅうじつ
 充実

さーび すていきょうきばん じゅうじつ
サービス提供基盤の充実

- さーび すていきょうきばん じゅうじつ にな じんざい かくほ
 ・サービス提供基盤の充実やそれを担う人材の確保
- しんがたころなうい る すかんせんしょう たいおう
 ・新型コロナウイルス感染症への対応
- さいがい たい とりくみ じっし
 ・災害に対する取組の実施
- いぞんしょう かん しえん じゅうじつ
 ・依存症に関する支援の充実
- しょうがい りゆう さべつ かいしょう
 ・障害を理由とする差別の解消
- いえじぎょう じっし
 ・いこいの家事業の実施

(3) 活動指標等

成果目標の達成に向けて必要なサービス量の見込み(活動指標)と確保方策を定める。

① 障害福祉サービス・相談支援

ア 訪問系サービス

【見込量(月間)】

区 分		令和4(2022) 年度(実績)	令和6 (2024)年度	令和8 (2026)年度
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	延利用見込 時間数(時間)	424,456	459,700	498,700
	利用見込者数 (人)	9,332	10,090	10,940

【主な確保方策】

- ヘルパー確保のための取組として、介護職のイメージアップを継続して実施するほか、就労関係機関や高齢者福祉関係部門と連携し、障害福祉の仕事フェア等の人材の掘り起こしやヘルパー研修の充実など資質の向上に向けた方策を実施する。
- 福祉人材育成支援事業、外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業、令和5(2023)年度より新たに開始した介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業等を引き続き実施することにより、事業所の人材確保・職員定着を図る。

にっちゅうかつどうけい さーびす
イ 日中活動系サービス

みこみりよう げつかん
【見込量(月間)】

く ぶん 区 分		れいわ 令和4(2022) ねんど じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
せい かつ かい ご 生 活 介 護	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	95,566	104,880	111,150
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	5,191	5,520	5,850
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	209	227	245
じ り つ く ん れ ん 自 立 訓 練 き の う く ん れ ん (機 能 訓 練)	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	624	750	850
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	66	75	85
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	1	1	1
じ り つ く ん れ ん 自 立 訓 練 せい かつ く ん れ ん (生 活 訓 練)	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	4,961	6,450	7,800
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	341	430	520
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	27	38	49
しゅうろういこうしえん 就 労 移 行 支 援	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	15,715	18,400	20,640
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	1,010	1,150	1,290
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	81	96	111
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続 支 援 えーがた (A型)	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	46,958	55,100	60,900
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	2,463	2,755	3,045
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	135	153	172
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続 支 援 びーがた (B型)	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	74,187	96,080	116,400
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	4,736	6,005	7,275
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	279	366	453
りようようかいご 療 養 介 護	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	215	213	211
た ん き にゅうしょ 短 期 入 所	のべりようみこみにんにち にんにち 延利用見込人日(人日)	8,470	9,835	10,885
	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	1,257	1,405	1,555
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	149	175	200

おも かく ほほうさく
【主な確保方策】

- 重症心身障害者等の日中活動の場を拡充するため、通所サービスに係る重症心身障害者等受入補助制度を引き続き実施することにより、事業者の円滑な参入を促進する。
- 地域における必要性を考慮しつつ、グループホームと短期入所を組み合わせた地域生活支援拠点事業所の整備を実施することにより、短期入所の事業所の設置を促進する。
- 国庫補助の活用や民間助成の制度周知等により、強度行動障害を有する者や医療的ケア等を必要とする重度障害者が安心して利用できる短期入所の事業所の増加を図る。
- 重症心身障害児(者)短期入所事業補助制度を引き続き実施することにより、重症心身障害児(者)が利用可能な短期入所の事業所を確保する。

ウ 居住系サービス

みこみりょう げっかん
【見込量(月間)】

く ぶん 区 分		れいわ 令和4(2022) ねんど じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
きょうどう せい か つ えん じょ 共同生活援助 ぐ る ー ぱ ほ ー む (グループホーム)	りょう みこみしやすう にん 利用見込者数(人)	3,368	4,150	4,930
	しな い じゅう きょ みこみすう しよ 市内住居見込数(か所)	794	963	1,103
	にっちゅうさーび すしえんがた しよ うち日中サービス支援型(か所)	(23)	(35)	(47)
し せ っ に ゆうしよ し えん 施設入所支援	りょう みこみしやすう にん 利用見込者数(人)	1,028	1,002	976
	しな い じぎょうしよ みこみすう しよ 市内事業所見込数(か所)	15	15	15

おも かく ほほうさく
【主な確保方策】

- 国庫補助の活用や民間助成の制度周知等により、強度行動障害を有する者や医療的ケア等を必要とする重度障害者が安心して利用できるグループホームの増加を図る。
- 市のグループホーム運営費等補助制度を引き続き実施することにより、事業所の安定的な運営を図る。

けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん
エ 計画相談支援・地域相談支援

みこみりょう げっかん
【見込量(月間)】

く ぶん 区 分		れいわ 4 令和4(2022) ねんど じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 (2024)年度 ねんど 年度	れいわ 令和8 (2026)年度 ねんど 年度
けいかくそうだんしえん 計画相談支援		4,613	5,375	6,135
ちいきそうだんしえん 地域相談支援	ちいきいこうしえん 地域移行支援	44	69	89
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	63	77	91
とくていそうだんしえん 特定相談支援		206	231	256
いっばんそうだんしえん 一般相談支援		120	137	155

おも かくほほうさく
【主な確保方策】

- 市独自の相談支援事業補助制度を活用することにより、一般相談支援事業（基本相談支援及び地域相談支援）や特定相談支援事業（基本相談支援及び計画相談支援）に十分対応できるよう、事業所数及び相談支援専門員数の増加を図る。
- 相談支援事業所数の増加を図るため、相談支援従事者研修（初任者研修）の修了者が所属する法人に対して、相談支援事業所の指定申請の手続きについて案内する等の働きかけを行う。
- 障害者基幹相談支援センターにおいて、施設入所等からの地域生活への移行に向けた普及啓発を行うとともに、一般相談支援事業所に対して地域相談支援に係る適切な助言等を行う。

ほか しょうがいふくしきーびす
オ その他の障害福祉サービス

みこみりょう げつかん
【見込量(月間)】

く ぶん 区 分		れいわ 令和4(2022) ねんど じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支 援	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	555	615	675
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	47	54	61
じりつせいかつえんじょ 自 立 生 活 援 助	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数(人)	11	15	19
	しないじぎょうしょみこみすう しょ 市内事業所見込数(か所)	6	8	10

おも かくほほうさく
(イ) 主な確保方策

- 利用者及び相談支援事業所等に対し、今後もサービスの周知徹底を行い、円滑な制度実施を図る。

③障害児に対する支援

【見込量(月間)】

区 分		令和4(2022) 年度(実績)	令和6 (2024)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	延利用見込人日(人日)	25,340	33,777	44,670
	利用見込児童数(人)	2,008	2,686	3,552
放課後等 デイサービス	延利用見込人日(人日)	72,219	85,803	101,943
	利用見込児童数(人)	5,040	6,098	7,379
保育所等 訪問支援	延利用見込人日(人日)	161	423	1,109
	利用見込児童数(人)	94	226	543
障害児入所支援	福祉型 利用見込児童数(人)	101	100	100
	医療型 利用見込児童数(人)	46	50	50
障害児相談支援	延利用見込者数(人)	406	491	594
居宅訪問型 児童発達支援	延利用見込人日(人日)	5	10	10
	利用見込児童数(人)	1	2	2
医療的ケア児等 コーディネーター の配置	配置見込人数(人)	105	173	241
保育所・ 認定こども園等	利用見込児童数(人)	2,295	2,569	2,819
放課後児童健全育成事業	利用見込児童数(人)	194	227	265

* 医療的ケア児等コーディネーターの配置、保育所・認定こども園等、放課後児童健全育成事業の見込量は「年間」

おも かく ほうさく
【主な確保方策】

- じどうはったつしえんおよ ほうかごとうで いさーびす りようじょうきょう じぎょうしょ せっちじょうきょうとう
公表することにより、事業所の適正配置を促進します。
- きそんしせつ せいびとう じどうはったつしえん せんたー りよう に ーず おう ていいん ぞうか
既存施設の整備等により、児童発達支援センターの利用ニーズに応じた定員の増加
けんとう
について検討します。
- ちいきりょういく せんたー ちいきしえん ちようせいぐもん せっち ようちえん ほいくしょうとう
地域療育センターに地域支援・調整部門を設置することにより、幼稚園、保育所等
かよ こ はったつしえん すず に ーず おう ほいくしょうほうもんしえん
に通う子どもの発達支援を進めるとともに、ニーズに応じて保育所等訪問支援を
おこな
行えるようにします。
- かんけいきかん れんけい みつ にゅうしょしせつ かくほ つと
関係機関との連携を密にとり、入所施設の確保に努めます。
- ちいきりょういく せんたー ちいきしえん ちようせいぐもん せっち ふくすう そうだんしえん せんもんいん はいち
地域療育センターに地域支援・調整部門を設置し、複数の相談支援専門員を配置し
ます。
- きょたくほうもんがたじ どうはったつしえん じぎょうしょ はいち すず ほうさく けんとう
居宅訪問型児童発達支援事業所の配置を進める方策について検討します。
- いりようてき け あ じ どう こー で い ねー たー ようせいけんしゅう ていきてき けいぞくてき じっし ようせいけん
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を定期的、継続的に実施するほか、養成研
しゅう しゅうりょう もの たいしゅう げんにんけんしゅう じっし
修を修了した者を対象とした現任研修を実施します。
- ほいくしょ にんてい えんとう ほうか ご じ どう けんぜんいくせいじぎょう ひつよう こ りよう
保育所や認定こども園等、放課後児童健全育成事業において、必要な子どもが利用
たいせい しえん おこな
できる体制の支援を行います。

はったつしょうがいじしゃ たい し え ん
④発達障害児者に対する支援

みこみりよう ねんかん
【見込量(年間)】

く ぶん 区 分		れいわ 令和4(2022) ねんど じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
はったつしょうがいしえん 発達障害者支援 ちいききょうぎかい 地域協議会	かいさいみこみかいすう かい 開催見込回数(回)	2	2	2
はったつしょうがいしえん 発達障害者 しえんせんたー 支援センター	そうだん 相談 じっしみこみ しょうしよ 実施見込か所数(か所)	1	1	1
	しえん 支援 そうだんみこみけんすう けん 相談見込件数(件)	105	120	120
	かんけいきかん 関係機関への じよげんみこみけんすう けん 助言見込件数(件)	8	60	60
	かんけいきかん ちいきじゅうみん 関係機関や地域住民 けんしゅう けいはつじっし への研修、啓発実施 みこみけんすう けん 見込件数(件)	35	36	36
	べあれんととれーにんぐとう ペアレントトレーニング等 しえんしゃけんしゅうじゅうこうしやみこみすう にん 支援者研修受講者見込数(人)	23	20	20
はったつしょうがいしえん 発達障害者支援 たいせいせいびじぎょう 体制整備事業	べあれんとめんたー ペアレントメンターの とうろくみこみにんすう にん 登録見込人数(人)	34	36	38

はったつしょうがいしえんせんたー そうだんみこみけんすう げっかん
＊ 発達障害者支援センターの相談見込件数は「月間」

おも かく ほうさく
【主な確保方策】

- はったつしょうがいしゃし えんちいききょうぎ かい もと やくわり は な ご や し はったつしょうがいしゃ
発達障害者支援地域協議会に求められる役割を果たすため、名古屋市発達障害者
し えんたいせいせい びけんとういんかい ひ つづ じっし
支援体制整備検討委員会を引き続き実施していきます。
- そうだんしゃ に ー ず けいこう み そうだんたいせい じゅうじつ つと
相談者のニーズの傾向を見ながら、相談体制の充実に努めます。
- はったつしょうがいしゃち いきし えん ま ね じ ゃ ー はいち こん さ る て ー し ょ ん とりくみ きょうか
発達障害者地域支援マネジャーを配置し、コンサルテーションの取組を強化しま
す。
- ら い ふ す て ー じ はったつしょうがい り かい そくしん し えん しつ こうじょう はか
すべてのライフステージにおける発達障 害への理解の促進、支援の質の向上を図
るため、けんしゅうとう じゅうじつ つと
研修等の充実に努めます。
- ペ あ れ ん と め ん た ー はったつしょうがいじしゃ かぞく し えんたいせい こうちく はか
ペアレントメンターによる発達障害児者の家族への支援体制の構築を図ります。

⑤ 地域生活支援事業

市町村の創意工夫により、地域の特性や障害のある方の状況に応じて柔軟に実施できるサービス等

【見込量(月間)】

事業名		令和4(2022) 年度(実績)	令和6 (2024)年度	令和8 (2026)年度
理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施
相談支援事業	障害者基幹 相談支援センター 実施見込 か所数(か所)	16	16	16
	障害者賃貸 入居等サポート事業 実施見込 か所数(か所)	16	16	16
	自立支援 連絡協議会 実施見込 か所数(か所)	16	16	16
成年後見制度 利用支援事業		14	15	15
		178	226	291
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

じぎょうめい 事業名			れいわ 令和4(2022) ねんどじっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業	しゅわほうしんようせいじぎょう 手話奉仕員養成事業	こうしゅうしゅうりょう 講習修了 みこみしやすうにん 見込者数(人)	97	160	160
	しゅわつうやくしゃようせいじぎょう 手話通訳者養成事業	こうしゅうしゅうりょう 講習修了 みこみしやすうにん 見込者数(人)	13	30	30
	しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	406	410	420
	しゅわつうやくしゃせっちじぎょう 手話通訳者設置事業	せっちみこみしやすうにん 設置見込者数(人)	2	2	2
	ようやくひつきしやようせいじぎょう 要約筆記者養成事業	こうしゅうしゅうりょう 講習修了 みこみしやすうにん 見込者数(人)	4	20	20
	ようやくひつきしやはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	21	23	25
	もうしゃむつうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんようせいじぎょう 介助員養成事業	こうしゅうしゅうりょう 講習修了 みこみしやすうにん 見込者数(人)	8	20	20
	もうしゃむつうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんはけんじぎょう 介助員派遣事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	150	152	154
	しつごしょうしゃむいし 失語症者向け意思 そつうしえんしやはけんじぎょう 疎通支援者派遣事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	2	2	2
	だいひつだいどくしえんいん 代筆・代読支援員 はけんじぎょう 派遣事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	7	9	11
	じゅうどしょうがいしやにゅういんじ 重度障害者入院時 こみゆにけーしょん コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業	のべりようみこみ 延利用見込 じかんすうじかん 時間数(時間)	0	160	160
		りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	0	1	1
	しょうがいしやつういんじ 障害者通院時 こみゆにけーしょん コミュニケーション しえんじぎょう 支援事業	のべりようみこみ 延利用見込 かいすうかい 回数(回)	61	105	149
		りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	37	65	95
	たぶれっとたんまつ タブレット端末を かつようえんかくしゅわ 活用した遠隔手話 つうやくたいおうとう 通訳対応等	せっちみこみ 設置見込 だいすうだい 台数(台)	25	25	25

じぎょうめい 事業名		れいわ 令和4(2022) ねんどじつせき 年度(実績)	れいわ 令和6 ねんど (2024)年度	れいわ 令和8 ねんど (2026)年度
にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業		きゅうふみこみけんすうけん 給付見込件数(件)	4,460	4,565
いどうしえんじぎょう 移動支援事業		のべりようみこみ 延利用見込 じかんすうじかん 時間数(時間)	55,944	56,080
		りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	3,218	3,430
ちいきかつどうしえんじぎょう 地域活動支援事業	せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	138	320
	ちいきかつどうしえんじぎょう 地域活動支援事業	しな いじぎょうしよ 市内事業所 みこみすうしよ 見込数(か所)	16	16
	でいさーびすがた デイサービス型	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	735	735
	ちいきかつどうしえんじぎょう 地域活動支援事業	しな いじぎょうしよ 市内事業所 みこみすうしよ 見込数(か所)	26	26
	さぎょうしよがた 作業所型	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	268	240
	ちいきかつどうしえんじぎょう 地域活動支援事業	しな いじぎょうしよ 市内事業所 みこみすうしよ 見込数(か所)	24	21
しょうがいじとうりょういくしえんじぎょう 障害児等療育支援事業		しな いじぎょうしよ 市内事業所 みこみすうしよ 見込数(か所)	6	6
にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活支援事業	ふくしほーむじぎょう 福祉ホーム事業	りようみこみしやすうにん 利用見込者数(人)	128	128
		じっし みこみ 実施見込 かしょうしよ 箇所数(か所)	8	8
	じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者	のべりよう 延利用		
	いどうにゅうよくじぎょう 移動入浴事業	みこみしやすうにん 見込者数(人)	1,229	1,370
	せいかつく 生活訓練等	んれんとう 実践等	じっし 実施	じっし 実施
にちじょうせいかつしえんじぎょう 日常生活支援事業	にっちゅういちじ 日中一時	のべりようみこみ 延利用見込		
	うけいれじぎょう 受入事業	にんにちにんにち 人日(人日)	243	250
しゃかいさんかしえんじぎょう 社会参加支援事業		じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
せいしんしょうがいけんけいじゅうじしゃようせいけんしゅうじぎょう 精神障害関係従事者養成研修事業		じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施

せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう いしそつうしえんじぎょう かくようせいじぎょう みこみりょう ねんかん
 ＊ 成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業の各養成事業の見込量は「年間」

ち い き せ い か つ し え ん そ く し ん じ ギ ョウ
⑥地域生活支援促進事業

ち い き せ い か つ し え ん じ ギ ョウ く に そ く し ん じ ギ ョウ い ち づ じ ギ ョウ
地域生活支援事業のうち、国として促進すべき事業として位置付けられた事業

み こ み り ょ う ね ん か ん
【見込量(年間)】

じ　ぎょう　めい 事　業　名			れいわ 令和4(2022) ねんど　じっせき 年度(実績)	れいわ 令和6 (2024)年度 ねんど	れいわ 令和8 (2026)年度 ねんど
しょうがいしゃぎゃくたいそうだんしえんじぎょう 障　害　者　虐　待　相　談　支　援　事　業			じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
せいねんこうけんせい　どふきゅうけいはつじぎょう 成　年　後　見　制　度　普　及　啓　発　事　業			じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
いぞんしょう 依　存　症　に かん　とりくみ 関する取組	いぞんしょうちりょうきよてんきかん　しよ 依存症治療拠点機関(か所)		2	2	2
	いぞんしょうせんもん 依　存　症　専　門	ある　こ　ー　る アルコール	4	6	8
	いりょうきかん 医　療　機　関	や　く　ぶ　つ 薬　　　物	2	3	4
	(　か　所　)	ぎ　ゃ　ん　ぶ　る ギャンブル	1	2	4
	いぞんしょうかんれんもんだいしえんじぎょうほじよ 依存症関連問題支援事業補助		じっし 実施	じっし 実施	じっし 実施
しょうがいしゃ 障　害　者	りょうみこみしゃすう　にん 利　用　見　込　者　数　(人)			150	150
さぼーと ICTサポート	ぼらんていあようせいこうしゅう ICTボランティア養成講習			20	20
すいしんじぎょう 推　進　事　業	しゅうりょうみこみしゃすう　にん 修　了　見　込　者　数　(人)				

しょうがいふくし さーびすとうおよ しょうがいじつうしよしえんとう えんかつ じっし ⑦障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施

さーびす えんかつ じっし ひつよう たいせい ほうさく 【サービスを円滑に実施するために必要な体制や方策】

- みちか そうだんまどぐち
身近な相談窓口
(くやくしよ ししよ ほけんせんたー しょうがいしゃきかんそうだんしえんせんたーとう
区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター等)
- しみん こうほう じょうほうていきよう すいしん
市民への広報・情報提供の推進
- しょうがい りゆう さべつ かいしやう
障害を理由とする差別の解消
- さーびす しつ こうじやう
サービスの質の向上
- じんざい かくほ ていちゃく
人材の確保・定着
- しょうがいしゃとう たい ぎやくたい ぼうし
障害者等に対する虐待の防止
- じぎやうしよ りやうしや あんぜんかくほ む とりくみ けんしゅうとう じゅうじつ
事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

こんご よてい 4 今後の予定

れいわ ねん がつ 令和5(2023)年12月 れいわ ねん がつ ～令和6(2024)年1月	しみんいけん ほしゆう ぱぶりっくこめんと 市民意見の募集(パブリックコメント)
れいわ ねん がつ 令和6(2024)年3月	しょうがいしゃし さくすいしんきやうぎかい さいしゅうけんとう 障害者施策推進協議会において最終検討 けいかく さくてい こうひやう 計画の策定・公表

なごやししょうがいしゃきほんけいかく だいじ あん だい き なごやししょうがいふくしけいかく あん
名古屋市障害者基本計画（第5次）（案）、第7期名古屋市障害福祉計画（案）、
だい き なごやししょうがいじふくしけいかく あん いけん ていしゆつほうほうとう
第3期名古屋市障害児福祉計画（案）ご意見の提出方法等

けいかくあん はいふばしょなど
＜計画案の配布場所等＞

しみんじょうほうせんたー しやくしよにしちようしゃ かい かくくやくしよ ししよ かくほけんせんたー
市民情報センター（市役所西庁舎1階）、各区役所・支所、各保健センター、
かくしよがいしゃきかんそうだんしえんせんたー はいふ ながやしこうしきう
各障害者基幹相談支援センター、などで配布しています。また、名古屋市公式ウ
ェブサイトからダウンロードしていただけます（<http://www.city.nagoya.jp/>）。
てんじばん おんせいへんかんようてきすとふあいる きぼうかた かきとあわせさき
点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、下記の問い合わせ先ま
でご連絡ください。

いけんほしゅうきかん
＜意見募集期間＞

れいわ ねん がつ にち すいようび れいわ ねん がつ にち もくようび ひつちやく
令和5年12月27日（水曜日）～ 令和6年1月25日（木曜日）（必着）

ていしゆつほうほう
＜提出方法＞

いけんていしゆつようし うらびようし また にんい ようし じゅうしよ しめい きにゆう うえ かき
意見提出用紙（裏表紙）又は任意の用紙に、住所、氏名をご記入の上、下記
まで郵送・ファックス・電子メールでご提出いただくか、ご持参ください。任意
の用紙による場合は、名古屋市障害者基本計画（第5次）（案）、第7期名古屋市
しょうがいふくしけいかく あん だい き なごやししょうがいじふくしけいかく あん たい いけん
障害福祉計画（案）、第3期名古屋市障害児福祉計画（案）に対する意見である
ことを明記してください。

- でんわ らいちよう こうとう いけん うけつけ りようしやう
・電話や来庁による口頭でのご意見は受付できませんので、ご了承ください。
- よ おせいたいだいたご意見 たい こべつ かいとう
・お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ご意見をとりま
とめの上、本市の考え方とあわせて公表します。
- こじんじょうほう なごやしこじんじょうほうほごじやうれい もと てきせつ と あつか
・個人情報、名古屋市個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

ていしゆつ と あ さき
＜提出・問い合わせ先＞

なごやしけんこうふくしきよくしょうがいふくしぎしょうがいきかくか でんわばんごう
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課（電話番号：052-972-2585）

- ゆう そう 460-8508 なごやしなかくさん まるさんちやうめ ばんごう
・郵 送 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- ふ あっくす 052-951-3999
・ファックス 052-951-3999
- でんしめーる a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
・電子メール a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ファックスの場合は、この用紙に記入の上、このまま送信してください。

ファックス送信先:(052)951-3999

(あて先)名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

(ご意見記入用紙)

「名古屋市障害者基本計画(第5次)(案)、第7期名古屋市障害福祉計画(案)、第3期名古屋市障害児福祉計画(案)」について
みなさまのご意見をお寄せください。

住 所	
氏 名	
区 分 ※任意記入	障害のある方 ・ 障害のある方の家族 ・ 障害福祉サービス従事者 その他 ()

■提出期限

令和6年1月25日(木曜日)(必着)

■提出先

健康福祉局障害福祉部障害企画課

(郵便送) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

(ファックス) (052) 951-3999

(電子メール) a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp